第２７号様式（その１）（第５５条第４項第２号）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　年　　月　　日　代　執　行　令　書（住所）（氏名）　　　　　　　　　　様山武郡市広域行政組合 　　　　　　（消防長又は消防署長）　　　　　　所　在　地　名　　　称　　用　　　途　　構造・規模　上記の消防対象物に対し、行政代執行法第２条の規定により代執行を行うので、同法第３条第２項の規定により次のとおり通知する。なお、代執行に要したすべての費用は、同法第２条の規定によりあなたから徴収する。１　代執行する時期２　現場執行責任者（職・氏名）３　代執行の内容４　代執行に要する費用（概算見積額）教示１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |